

昭和二十四年十一月二十四日提出  
質問 第七〇号

東京都教育委員会における教職員の身分の取扱に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月二十四日

提出者 今野 武雄

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

東京都教育委員会における教職員の身分の取扱に関する質問主意書

一 東京都教育委員会においては、教職員の任免、転勤等につき、校長の場合及び懲戒免職の場合を除き、東京都教育委員会規則により、教育長に対する委任事項としている。

教育長の手一つに教職員の身分が任されているのは、たとえ事後における委員会への提訴というような救済手段があるにせよ、教育者の身分を不安定ならしめ、教育の民主化を阻む一因となりはしないか。

二 右の事項について、文部省は文部省設置法により、指導と助言を與えるべきであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。